

輸出国・地域別 - 水産加工品の輸出に必要な手続き一覧

令和5年4月01日現在

国名	原発事故に係る規制関係		衛生関係				輸出規制解除・緩和の状況	その他
	規制内容	証明書発行機関	加工・保管施設等における対応	施設認定等申請先	施設認定費用(4/28/'23現在)	衛生証明書		
シンガポール	—	—	要 (施設認定) ※フグ	都道府県 (衛生部局)	申請先により違いがある	要 (食品衛生) ※フグ・活カキ・カニ	【フグ】 都道府県等(衛生部局) 【活カキ】 一部の県(水産部局) 対象地域の申請窓口は別添③に記載。	解除日：2021年5月28日  ・現状、活カキは、北海道・宮城・三重・広島・福岡・大分産のみ輸出可。 ・冷凍カキ、冷凍カニ肉等は、衛生証明書(県(衛生部局)発行又は商工会議所のサイン証明等)が必要。
タイ	—	—	農林水産省が発行するGMP証明書 (GMP証明書とは施設認定の英語版)	地方農政局	10,400円 *施行規則第23条第2号	—	—	解除日：2015年5月1日  ・輸出申請書、輸出許可書、商工会議所発行の原産地証明書等いずれか1枚が必要(調整品除く) ・販売目的での輸出には、保険告示第420豪に定めるGMP証明書(ISO22000 FSSC 22000、食品衛生法に基づく営業許可証、農林水産省が発行するGMP証明書等)が必要。
台湾	<水産物に関する台湾側の水際検査> ・5県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉)：放射性物質検査報告書、産地証明書の提出 - 台湾にて全ロット検査 ・2県(岩手、宮城)：放射性物質検査報告書、産地証明書の提出 - 台湾にて水際検査結果等に応じ検査頻度を調整 ・その他都道府県(青森 他)：産地証明書の提出 - 台湾にて水際検査結果等に応じ検査頻度を調整	【放射性物質検査報告】 指定の検査機関 【産地証明】 対象地域の申請窓口一覧は別添①に記載。その他、一部の商工会議所でも対応	—	—	申請先により違いがある	要 (食品衛生) ※貝類	【活貝類】 水産庁、都道府県(水産部局) 【活以外】 輸出支援課 又は 地方農政局等	2022年2月21年から規制緩和 ・岩手、宮城：産地証明書及び検査機関が発行する放射性物質検査報告書を提出する。 *申請先は「証明書発行機関」欄に記載  一部の活水産動物は、動物衛生証明書が必要。(下記リンクを参照！) <a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/taiwan.html">https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/taiwan.html</a> ・各商品ごとのHSコードが必要
			※2024年1月より 要 (施設登録)	具体的な手続き・申請書類については現在検討中 <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/tw2210-5.pdf">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/tw2210-5.pdf</a>		要 (食品衛生) ※水産食品	【活貝類】 水産庁、都道府県(水産部局) 【水産食品(活貝以外)※】 地方農政局等(輸出支援課) ※活魚含む	
香港	・5県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉)：日本政府が発行する放射性物質検査証明書の添付	【放射性物質検査証明】 指定の検査機関	—	—	申請先により違いがある	要 (食品衛生) ※モクスガニ	・商工会議所/漁業協同組合 対象地域の申請窓口は別添④に記載。	2021年1月1日以降、規制緩和に追加項目あり  香港への輸出に関して： 農林水産省 食料産業局 輸出先国規制対策課 国際交渉室TEL:03-6744-7173
フィリピン	—	—	—	—	申請先により違いがある	要	水産庁(暫定)	解除日：2020年1月8日
マレーシア	—	—	—	—	申請先により違いがある	要 (食品衛生) ※エビ・ガニ	農林水産省輸出・国際局 輸出支援課又は地方農政局等	解除日：2013年3月1日
UAE	—	—	—	—	申請先により違いがある	—	—	解除日：2020年12月10日
アメリカ合衆国(新規)	—	—	要 (HACCPに基づく衛生管理) (FDAの登録)	・都道府県(衛生部局)他 対象地域の申請窓口は別添②に記載。 ・日本食品認定機構 <a href="https://jfco.or.jp/?page_id=814">https://jfco.or.jp/?page_id=814</a>	20,900円 *施行規則第23条第1号	—	—	解除日：2021年9月22日  ・エビ製品は証明書が必要(水産庁) ・非加熱の二枚貝(ホタテ貝柱を除く)は輸出不可
ベトナム(新規)	—	—	要 ※ベトナムで消費される水産物のみ(施設認定)	都道府県 (衛生部局)	申請先により違いがある	要 (食品衛生)	・活を除く⇒輸出支援課又は地方農政局等 ・活⇒一部都道府県(水産部局)	解除日：2013年9月1日  ※活水産物は、証明書の様式等協議中のため、新規施設認定申請及び証明書の発行申請を受付けていない。
インドネシア(新規)	—	—	要 (施設認定)	地方農政局等	10,400円 *施行規則第23条第2号	要 (食品衛生及び動物衛生)	地方農政局等又は農林水産省輸出・国際局 輸出支援課	解除日：2022年7月26日

<MEMO>

- ・手続き「不要」と認識されている場合でも、商品の種類や輸入国の状況によって、現地バイヤーから個別に放射能証明書や産地証明書を要求されることがある。
- ・GMP：Good Manufacturing Practice(適正製造規範)の略。で、原材料の受け入れから製造、出荷まで全ての過程において、製品が「安全」に作られ、「一定の品質」が保たれるようにするための製造工程管理基準。
- ・FDA：北米への食品輸出にはFDA登録が必要 <https://www.fda.gov/>
- ・HACCPは、2021年6月から完全義務化となっており、国内全ての食品関連事業者に適用されている。

## 別添①

## 食品輸出証明書の都道府県発行申請窓口一覧（該当県のみ）

県名	申請窓口	電話番号	備考
青森県	東北農政局又は農林水産省	—	輸出商品の内容により申請先・必要書類が違う
岩手県	農林水産部流通課	019-629-5731	県内で水揚げされた水産物
	商工労働観光部産業経済交流課	019-629-5534	県内で最終加工された水産物
宮城県	水産林政部水産業振興課	022-211-2931	県内水揚げ又は県内で最終加工された水産物
福島県	農林水産部農林企画課	024-521-8041	農林水産物
	観光交流局県産品振興戦略課	024-521-7326	加工食品（アルコール飲料を除く）
茨城県	農林水産部漁政課	029-301-4070	県内水揚げ又は県内で最終加工された水産物
千葉県	農林水産部水産局水産課	043-223-3045	水産物関係

参照元：[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/genpatu\\_douken\\_madoguti\\_230120.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/genpatu_douken_madoguti_230120.pdf)

## 別添②

## 米国向け輸出水産食品 施設認定機関一覧（該当県のみ）

## 【国に申請する場合】

認定施設が所在する地域		施設認定機関 (申請窓口)	電話番号	施設認定機関名	所在地
都道府県	保健所設置市/特別区				
青森県	青森市	東北厚生局	022-726-9264	東北厚生局健康福祉部食品衛生課	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20
	八戸市				
岩手県	盛岡市				
宮城県	仙台市				
福島県	福島市				
	郡山市				
	いわき市				
茨城県	水戸市	関東信越厚生局	048-740-0761	関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
千葉県	千葉市				
	船橋市				
	柏市				

参照元：[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/xls/yusyutu\\_shinsei\\_hokubei-2.xls](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/xls/yusyutu_shinsei_hokubei-2.xls)

## 【登録認定機関に申請する場合】

- 登録認定機関一覧はこちらのリンクから↓

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/tourokuninteikikan/tourokuninteikikan\\_ichiran.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/tourokuninteikikan/tourokuninteikikan_ichiran.html)

## 別添③

## シンガポール向け：生きたかきの輸出が可能な都道府県一覧

・シンガポール向けでは、カキとカニについて衛生証明書が必要です

都道府県	衛生証明書発行機関	所在地	電話番号	備考
北海道	(日) 北海道水産林務部水産経営課 (英) Marine Products Management Division Bureau of Fisheries Department of Fisheries and Forestry Hokkaido Government	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 6-chome,Kita 3-jo Nishi,Chuo-ku, Sapporo-City, Hokkaido-Pref.,Japan	011-204-5466	(メールアドレス) suirin.suikei1@pref.hokkaido.lg.jp
宮城県	(日) 宮城県水産林政部水産業基盤整備課 (英) Fisheries Industry Infrastructure Development Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefecture	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-City, Miyagi-Pref., Japan	022-211-2943	
三重県	(日) 三重県農林水産部水産振興課 (英) Marine Product Promotion Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture	三重県津市広明町13番地 13 Komeicho, Tsu-City, Mie-Pref., Japan	059-224-2515	(メールアドレス) suiryu@pref.mie.lg.jp
広島県	(日) 広島県農林水産局水産課 (英) Fisheries Division of the Agriculture, Forestry and Fisheries Bureau, Hiroshima Prefectural Government	広島県広島市中区基町10-52 10-52, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima-shi, Hiroshima., Japan.	082-513-3610	
福岡県	(日) 福岡県農林水産部輸出促進課 (英) Export Promotion Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Fukuoka Prefectural Government	福岡県福岡市博多区東公園7-7 7-7 HigashiKoen, Hakata-ku, Fukuoka-City, Fukuoka-Pref., Japan	092-643-3525	
大分県	(日) 大分県農林水産部漁業管理課 (英) Fisheries Management Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Oita Prefecture	大分県大分市大手町3丁目1番1号 3-1-1 Ohte-machi, Oita-City, Oita- Pref., Japan	097-506-3915	

参照元：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu\_shinsei\_asia-28.pdf

## 別添④

## 香港向け輸出モクスガニ衛生証明書 発行機

下記一覧以外の商工会議所でも対応最寄りの商工会議所へ申請することを奨励します。

No.	証明書発行機関名	電話番号	メールアドレス	HP	備考
1	札幌商工会議所	011-231-1332	trade@sapporo-cci.or.jp	<a href="https://www.sapporo-cci.or.jp/web/purpose/05/details/post_29.html">https://www.sapporo-cci.or.jp/web/purpose/05/details/post_29.html</a>	
2	小樽商工会議所	013-422-1177		<a href="https://otarucci.jp/keizaishien/shoumei/#shoumei">https://otarucci.jp/keizaishien/shoumei/#shoumei</a>	
3	さいたま商工会議所	048-641-0084		<a href="https://www.saitamacci.or.jp/page-1100/">https://www.saitamacci.or.jp/page-1100/</a>	業務本部中小企業振興部
4	東京商工会議所	03-6364-7610 (音声案内の3番)		<a href="https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/">https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/</a>	HK向けモクスガニ留意点↓ <a href="https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/bcn/20201005_eriocheir.pdf">https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/bcn/20201005_eriocheir.pdf</a>
5	横浜商工会議所	045-671-7406	kokusai@yokohama-cci.or.jp	<a href="https://www.yokohama-cci.or.jp/international/trade/">https://www.yokohama-cci.or.jp/international/trade/</a>	県外の企業申請には事前相談及び理由書が必要
6	名古屋商工会議所	052-223-5721		<a href="https://boueki.nagoya-cci.or.jp/f_origin/index.html">https://boueki.nagoya-cci.or.jp/f_origin/index.html</a>	県外の企業申請には、貿易証明のOnline登録前に事前相談を推奨。
7	小川原湖漁業協同組合	0176-56-2104		<a href="http://www.jf-ogawarako.com/">http://www.jf-ogawarako.com/</a>	小川原湖漁業が出荷するものに限り証明書を発行
8	大阪商工会議所	06-6944-6411		<a href="https://www.osaka.cci.or.jp/trade/">https://www.osaka.cci.or.jp/trade/</a>	大阪商工会議所国際部

参照元：[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu\\_shinsei\\_asia-408.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-408.pdf)

リンクのデータを基に、本件に対応可能と回答を得た商工会議所のみを掲載。

## 別添⑤

## 台湾向け輸出貝類の取扱要綱に基づく証明書発行機関（活貝類）

・台湾向けでは貝類（カキ、アワビ含む）については衛生証明書が必要

No.	該当エリアの申請窓口	電話番号
水産庁	水産庁漁政部加工流通課	03-3501-1961
青森県	青森県農林水産部水産局水産振興課	017-734-9592
宮城県	宮城県水産林政部水産業振興課	022-211-2931
千葉県	千葉県農林水産部水産局水産課	043-223-3045

参照元：[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu\\_shinsei\\_asia-177.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-177.pdf)

(注1) 水産庁は県で行わないのみ対象とする。

(注2) 初めて申請する発行機関には、手続の詳細及び要する日数等を申請先に確認すること。